

## 子ども・子育て支援新制度における保護者の就労時間の下限の設定について

### 1 国の考え方

保育の必要性を判断する保護者の就労時間の下限については、月48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定めるとされている。

また、現在の就労時間の下限を「月48時間以上64時間以下」以外に設定している市町村においては、最大10年間の経過措置期間を設けることができるとされている。

なお、在園児については、市町村による就労時間の下限に変更があっても、引き続き、保育園を利用することが可能とされている。

### 2 本市の考え方及び平成27年度の対応案

就労時間の下限を月30時間としている本市の現行制度については、下限の引上げを図る必要があるが、その引上げに当たっては、保育園に入園できなくなる児童を持つ保護者の生活態様や費用負担への影響を考慮したうえで、対応策を講ずる必要がある。

そのため、経過措置期間を設けることができることを踏まえつつ、対応方針を決定することとするが、平成27年度については、就労時間の下限は現行どおりとする。